

不正な財務報告及び監査の過程における 被監査会社との意見の相違に関する実態調査報告書 —要約版—

平成 28 年 5 月 30 日
日本公認会計士協会

本調査の目的と意義

不正による重要な虚偽表示を見逃さないことは、監査人に対する社会の期待であり、不正リスクへの対応は会計監査の重要な課題である。平成 25 年 3 月、企業会計審議会は「監査における不正リスク対応基準」（以下「不正リスク対応基準」という。）を公表し、同基準は平成 26 年 3 月期の上場企業等の監査から適用されている。当協会では、不正な財務報告等に対して会計監査での適切な対応を行うための施策を検討する際の参考とするため、不正リスク対応基準の適用状況や、上場企業の監査業務に携わる公認会計士の不正な財務報告等に関する意識等を調査するため、「不正な財務報告及び監査の過程における被監査会社との意見の相違に関する実態調査」を行った。¹

また、最近の会計基準には、見積りや判断を要する項目が増えてきており、会計上の見積りの監査は、現代の監査において重要なテーマの一つとなっている。この背景には、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用や IFRS とのコンバージェンスによる我が国の会計基準の改正により、IFRS が標榜する「原則主義」²による会計基準の適用が広がっていることがあると考えられる。原則主義では、従来の詳細を定めた会計基準と比較し基準の解釈等の余地が大きいため、解釈を巡り被監査会社と監査人の間で、意見の相違が生じやすくなると考えられることから、³「監査の過程における被監査会社（の経営者）との意見の相違」（以下「意見の相違」又は「意見相違」という。）に関する調査も併せて行った。

本調査は、当協会が今後の施策を検討する際の参考とするために行ったものであるが、上場企業の会計監査の実態について関心を持つ学術研究者や関係者の方々の参考にもなると考える。

本調査の実施に当たってご協力をいただいた関係者の方々には改めて感謝の意を表す。また、会員をはじめとする関係者の方々には、報告書をご一読いただき、会計監査の一層の充実のための参考としていただければ幸いである。

本調査の調査対象と実施方法

不正リスク対応基準の適用対象は、主として上場企業であること、また、上場企業の監査は社会的影響度が高いこと、及び、近年、国際的に上場企業の監査に焦点を当てた規制や監査基準等の議論が行われていることから、上場企業の監査に焦点を絞ってアンケート調査を実施することとした。また、対象は不正リスク対応基準の適用後の期間とすることを考慮し、平成 26

¹ 当協会では、過去に平成 26 年 2 月から 3 月にかけて「監査業務と不正等に関する実態調査」を行い、平成 26 年 5 月にその調査結果を公表している。

² 「原則主義」とは、原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取扱いには設けない手法と言われる。原則主義の下では、適切に把握された実態に沿って、原則的な方法を適用し、会計処理を行っていくことになる。」（「国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（4）」（企業会計審議会 平成 24 年 2 月 29 日）I 原則主義 より）

³ 「国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（4）」（企業会計審議会 平成 24 年 2 月 29 日）I 原則主義（原則主義の利点・懸念）参照

年4月期から平成27年3月期に係る1年間（以下「調査対象期間」という。）の監査業務とした。

アンケート対象者としては、監査業務の全体を把握している監査責任者⁴が適当と考えられるため、平成27年8月末時点、上場会社監査事務所名簿に登録している監査法人・公認会計士事務所の社員等に対してアンケートの回答を依頼し、⁵そのうち、調査対象期間に上場企業の監査責任者として関与した方だけに詳細な回答を求めている。

アンケート方法として、正確かつ迅速な集計を可能にする観点から、当協会ウェブサイトを使い、回答者自身が入力する方式を採用した（アンケート調査実施期間：平成27年10月19日～11月9日）。

調査結果

I 回収数及び上場企業の監査への関与状況に関する質問

本調査の対象者数は3,033人であり、回答者は918人（回答率30.3%）であった。そのうち、対象期間の上場企業の監査業務に監査責任者として関与していない回答者が205人おり、本調査の分析対象となる回答者は713人であった。

表I 本調査の対象と回収の状況⁶

調査対象者数	3,033
未回答者数	2,115
回答者数	918
上場企業監査に従事していない回答者数	205
本分析対象回答者数	713

II 回答者の属性に関する質問

回答者の年代は、「40-49歳」が44.7%で最も多く、同程度の水準で「50-59歳」が41.8%で2番目に多く、40-59歳の回答者が全体の86.5%を占めている。大手の監査法人では、入社から15年程度で監査責任者を務めることができる社員（パートナー）に昇進し、60歳前後に退職するケースが比較的多いことの影響と考えられる。

回答者の公認会計士登録からの年数は「20-24年」が33.2%で最も多く、さらに前後5年の範囲を加えた15-29年に77.3%が集中している。

なお、調査対象者全体の年齢構成比と、回答者の年齢構成比には顕著な差はなかった。

III 不正な財務報告に関する全般的質問

1. 不正な財務報告を防止する上での障害（複数回答）⁷

不正な財務報告を防止する上での障害について、「適切な財務報告を行うことに対する経営者等の意識の低さ」を選択した回答者が51.2%と最多であった。一方、2番目に多かった回答は「監査人（公認会計士）の経験・能力の不足」（33.7%）であった。

前回調査との比較を考察すると、前回調査では選択肢の数が11（その他を除く、以下同じ）であったものを、本調査では15に増やしたこと、前回調査では回答個数に制限を設け

⁴ 監査法人の場合は業務執行社員

⁵ 上場会社監査事務所登録制度は、登録されている監査事務所の品質管理のシステムが一定水準以上にあることを、品質管理レビュー実施時点で確認したことを開示する当協会の会則に基づく制度で、上場会社監査事務所登録名簿等を通じ開示される。

⁶ 報告書全文の表I-1、表I-2参照

⁷ 報告書全文のアンケート設問III-1（複数回答）参照

なかったのに対して、本調査では三つまでに制限したことから、全体的に回答率は減少する傾向にある。特に本調査で新設した選択肢、「適切な財務報告を行うことに対する経営者等の意識の低さ」に回答が集まっており、他の選択肢への回答率は軒並み大幅減少となっている。その中では、「監査人（公認会計士）の経験・能力の不足」の回答率が増加していることは、注目に値する。前回調査と回答対象者が異なることが影響したと考えられるほか、最近発覚した会計不祥事が、回答者に自省的な回答を促す影響を与えた可能性も考えられる。

表Ⅲ－１ 不正な財務報告を防止する上での障害（複数回答）（前回含め回答率 20%以上のものを抜粋）

回 答	回答件数	回答率	参考： 前回
① 不正な財務報告を行った経営者等に対する罰則・制裁の軽さ	219	30.7%	47.1%
② 適切な財務報告を行うことに対する経営者等の意識の低さ	365	51.2%	-
③ 監査役等、ガバナンスを担う人たちの能力や経営者に対する独立性	217	30.4%	51.1%
④ 監査を巡る環境（財務報告や監査への関心・理解の低さ、不正な財務報告に協力する人達の存在など）	178	25.0%	47.6%
⑤ 内部統制の整備・運用が十分でないこと。	43	6.0%	32.5%
⑥ 内部監査部門の能力・権限・独立性が十分でないこと。	36	5.0%	21.5%
⑦ 会計監査において、取引先等に対する反面調査を行うことが困難なこと。	81	11.4%	34.9%
⑧ 期末監査のスケジュールがタイトなこと。	134	18.8%	39.1%
⑩ 監査報酬の決定権が経営者にあること。	73	10.2%	25.1%
⑪ 被監査会社（法人）との契約に基づき監査を行うため、監査人の交代のプレッシャーがかかること。	65	9.1%	22.5%
⑫ 監査人（公認会計士）の経験・能力の不足	240	33.7%	27.1%
⑮ 監査の形式的側面（文書化等）を実質的な側面より重視しがちな監査事務所のカルチャー	143	20.1%	-

2. 不正リスク対応基準の影響⁸

(1) 全体の回答

不正リスク対応基準の監査実務への影響は、一定の効果を認識しつつも作業負担が増大しているという「④」の回答が 35.7%で最も多く、次いで監査実務に与える影響は余りないという「①」（21.9%）と、余り効果がなく作業負担が増大しているという「⑤」（21.3%）がほぼ同水準となっている。「大きな効果があった。」という「②」「③」の合計が 16.2%にとどまっている理由として、もともと、「監査における不正リスク対応基準」がそれまでの監査の手法を大幅に変更するような内容ではないためと考えられる。⁹「⑥ その他」の回答内容を監査実務への影響に肯定的、否定的なものに分類し、「大きな効果があった。」との「②」「③」及び「一定の効果があった。」との「④」の回答を併せると、全体の 55%がある程度以上の肯定的評価をしている。

⁸ 報告書全文のアンケート設問Ⅲ－2 参照

⁹ 「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」（企業会計審議会、平成 25 年 3 月公表）

2 不正リスク対応基準の基本的な考え方（3）参照

表Ⅲ－２ 不正リスク対応基準の影響

回 答	回答件数	構成比
① 従来から監査基準委員会報告書等で規定されている内容が、基準として別建てされたものが大部分であり、上場企業の監査実務に与える影響は余りない。	155	21.9%
② 従来から監査基準委員会報告書等で規定されている内容が大部分であるものの、改めて監査基準として別記されたことが、監査人の不正リスクに対する意識を高め、不正による重要な虚偽の表示を見逃すリスクを軽減させることに大きな効果があった。	66	9.3%
③ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合等に、経営者への質問や追加手続を実施することが明確になったことにより、通常実施していなかった監査手続等の実施が容易になり、不正による重要な虚偽の表示を見逃すリスクを軽減させることに大きな効果があった。	49	6.9%
④ 不正による重要な虚偽の表示を見逃すリスクを軽減させることに一定の効果がある反面、必ずしも不正による重要な虚偽の表示に直接関連しない手続や文書化が必要となるなど、多くの上場企業の監査現場で作業負荷が増大している。	253	35.7%
⑤ 不正による重要な虚偽の表示を見逃すリスクを軽減させることに余り効果がないことに加え、必ずしも不正による重要な虚偽の表示に直接関連しない手続や文書化が必要となるなど、多くの上場企業の監査現場で作業負荷が増大している。	151	21.3%
⑥ その他（具体的にご記入をお願いします。）	35	4.9%
計	709	100%

(2) 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した回答者とそうでない回答者の比較

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況（以下「不正を示唆する状況」という。）を識別した回答者（以下「不正示唆遭遇者」という。）と、そうでない回答者（以下「非遭遇者」という。）に分けて、認識に差があるかを分析した。顕著な差として、監査実務に対して影響がない「①」と回答した割合が不正示唆遭遇者（12.0%）は非遭遇者（23.2%）に比べ 11.2 ポイント下回っている。この回答傾向の相違は、不正を示唆する状況を実際に経験したことの影響によるものと示唆される。¹⁰

表Ⅲ－３ 不正リスク対応基準の影響(不正示唆遭遇者と非遭遇者)

回答カテゴリ	回答件数	全体割合	不正示唆遭遇者	非遭遇者
①	155	21.9%	12.0%	23.2%
②	66	9.3%	8.4%	9.4%
③	49	6.9%	10.8%	6.4%
④	253	35.7%	36.1%	35.6%
⑤	151	21.3%	24.1%	20.9%
⑥	35	4.9%	8.4%	4.5%

¹⁰ ただし、「3. 職業的懐疑心の発揮の妨げになると考えられる事象・状況 (2)」に記載したとおり、回答者の不正リスク対応基準への認識が不正を示唆する状況の識別に影響を与えている可能性も考えられる。

3. 職業的懐疑心の発揮の妨げになると考えられる事象・状況(複数回答)¹¹

(1) 全体の回答

全回答者の回答では、円滑な監査業務を阻害するおそれに関する「②」が26.2%で最も多く、次いで妨げになる事象・状況はないとする「⑧」(24.3%)、報告書の提出期限への影響に関する「③」(22.4%)、虚偽の表示がないことへの心理的バイアス「①」(21.9%)までが20%を超えた回答率となっている。

表Ⅲ-4 職業的懐疑心の発揮の妨げになると考えられる事象・状況(複数回答)

回 答	回答件数	回答率
① 監査計画が、「財務諸表に重要な虚偽の表示がないこと」に合理的保証を与える証拠を収集するように立案されるため、「虚偽の表示がある」ことを示唆する状況・証拠よりも「虚偽の表示がない」ことを示唆する状況・証拠を重く見る心理的バイアスが(意識的・無意識を問わず)監査人にかかること。	156	21.9%
② 懐疑心の発揮により実施する追加的な監査手続や経営者等への厳しい質問などが、被監査会社(の経営者・従業員)との関係を壊し、業務の円滑な実施に支障を来すことを心配する監査人の心理	187	26.2%
③ 懐疑心の発揮により実施する追加的な監査手続などが、報告書の提出期限を守ることを困難にすることを心配する監査人の心理	160	22.4%
④ 懐疑心の発揮により実施する追加的な監査手続などが、監査コストの上昇を招き、当該業務の収益性を圧迫することを心配する監査人の心理	63	8.8%
⑤ 懐疑的な態度を取ることが、被監査会社(の経営者・従業員)との関係を壊し、監査業務の継続的受託に支障を来すことを心配する監査人の心理	121	17.0%
⑥ 懐疑心の発揮により実施する追加的な監査手続などが、自らの業務量を増やしてしまい、自らの業務全体がまわらなくなってしまうことを心配する監査人の心理	120	16.8%
⑦ 不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして追加的な監査手続等を実施しても、結果として不正がなかった場合に生じる被監査会社との関係の悪化や監査事務所内での評価の低下を心配する監査人の心理	94	13.2%
⑧ 監査人としての職業的懐疑心の発揮の妨げになると考えられる事象・状況はない。	173	24.3%
⑨ その他	45	6.3%

(2) 不正示唆遭遇者と非遭遇者の回答の比較

不正示唆遭遇者と非遭遇者の回答の顕著な差として、報告書の提出期限への影響に関する「③」を回答した割合が、不正示唆遭遇者は非遭遇者に比べ14.1ポイント上回っている点がある。また、5ポイントを超える差として、業務量のオーバーロードへの心配に関する「⑥」を回答した割合が不正示唆遭遇者は非遭遇者に比べ8.2ポイント上回っており、反対に、妨げになる事象・状況はないとする「⑧」、及び監査業務の継続受託への心配に関する「⑤」を回答した割合は、不正示唆遭遇者は非遭遇者に比べそれぞれ8.3ポイント、7ポイント下回っている。これら不正示唆遭遇者と非遭遇者で回答傾向に違いがある理由には次の二つの可能性が考えられる。

¹¹ 報告書全文のアンケート設問Ⅲ-3(複数回答)参照

(7) 不正を示唆する状況に遭遇したことが、回答者の認識に影響を及ぼしている可能性

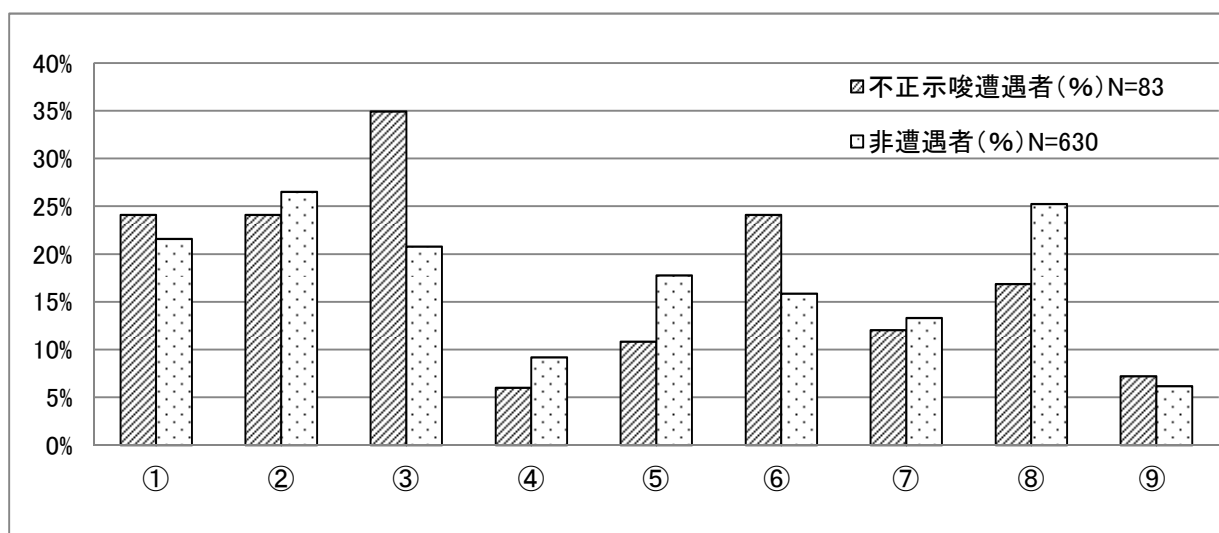
回答⑧の相違は、回答者が実際に不正を示唆する状況に遭遇した場合に、職業的懐疑心の発揮の妨げになる事象・状況の存在を初めて認識した可能性がある。また、回答③⑥では、回答者が不正を示唆する状況に遭遇したことで、監査業務の期限や業務量のオーバーロードをより強く認識するようになった可能性がある。

(4) 回答者の認識が、不正を示唆する状況の識別に影響を及ぼしている可能性

回答⑤を例にすると、そもそも業務の継続受託等のプレッシャーが職業的懐疑心の発揮の妨げと認識した回答者は、実際にそのために職業的懐疑心を発揮する水準が低くなり、その結果として不正を示唆する状況の識別が甘くなったために不正を示唆する状況との遭遇がなかった可能性もある。

これらの影響は、実際には個別的事情に依存し、また相互に作用している可能性もある。本調査の結果からは影響関係を断定できないことに留意が必要である。¹²

図Ⅲ－1 懐疑心の妨げとなる要因(複数回答)(不正示唆遭遇者と非遭遇者)¹³



4. 各監査事務所や監査業界全体で取り組むべき施策(複数回答)¹⁴

事例研修などの実践的研修に関する「②」(46.7%)と十分な監査期間の確保に関する「③」の回答(44.3%)が突出して多い。次いで、監査スタッフの負担の軽減に関する「④」(24.3%)、機動的な人材投入・配置の体制に関する「⑦」(20.9%)の回答までが20%を超えた回答率となっている。

「その他」の自由回答では、監査報酬水準及び監査時間の全体的な引き上げに言及するものが22件と一番多く、当協会の品質管理レビューや公認会計士・監査審査会の検査の見直しを含む、監査人がより実質的な不正リスクに注力できるような制度改善が12件、決算発表日程の柔軟化等の監査期間の見直しを挙げる意見が8件と比較的多く見られた。

¹² 影響関係の解明が、今後の監査人の職業的懐疑心に関する研究課題の一つであると考えられる。

¹³ 報告書全文の図Ⅲ－3参照

¹⁴ 報告書全文のアンケート設問Ⅲ－4(複数回答)参照

表Ⅲ－５ 取り組むべき施策(複数回答)¹⁵

回 答	回答件数	回答率
① 監査基準、実務指針で不正リスクに対応して監査人が実施すべき事項をより具体的に記述すること。	83	11.6%
② 監査の失敗事例や監査による不正発見事例を使った事例研修など、不正対応に関する実践的研修を行うこと。	333	46.7%
③ 監査報告書の提出期限をあらかじめ余裕を持って設定するなど、当初想定できなかった不正リスクの顕在化等に対応できるよう、十分な監査期間を確保すること。	316	44.3%
④ 監査スタッフの労働時間の削減などの負担の軽減	173	24.3%
⑤ 監査パートナーの担当業務数の削減などの負担の軽減	86	12.1%
⑥ 監査パートナーの人事評価や報酬体系を、不正リスクへの適切な対応をしたかなど、担当する監査業務の品質をより重視したものに変更すること。	115	16.1%
⑦ 不正リスクが顕在化した監査業務に機動的に人材を投入・再配置できる体制を監査事務所が整えること。	149	20.9%
⑧ 不正リスクへの対応の結果、監査契約を失うリスクに対して、監査事務所がそれをより積極的に許容すること。	130	18.2%
⑨ 監査人の任期を1事業年度ではなく、複数事業年度とするなどの、監査人の独立性を強化する制度改正	137	19.2%
⑩ 現在でも大部分の監査人は職業的懐疑心を適切に発揮して監査業務を遂行していると考えており、特に必要となる施策はない。	49	6.9%
⑪ その他	95	13.3%

5. 会社法改正が監査人の独立性に与える影響とその理由¹⁶

(1) 回答の状況

「③ 監査人の独立性の強化にほとんど影響を与えない。」が54.3%で最も多く、次いで「② 監査人の独立性の強化にある程度の影響を与える。」(32.8%)となっている。続いて、「④ 監査人の独立性の強化にむしろ悪影響を与える。」(6.2%)、「⑤ その他」(4.1%)となり、「① 監査人の独立性の強化に強い影響を与える。」(2.7%)は最少であった。

「⑤ その他」を選択した場合の自由記入欄を分析すると、「被監査会社のガバナンスの状況、監査役等により一概には言えない。」といった趣旨の記載が目立った。また、監査役等の一部には、監査報酬を削減することを自らの使命であると考えている者もいるとの指摘も見られた。

¹⁵ 報告書全文の表Ⅲ－6参照

¹⁶ 報告書全文のアンケート設問Ⅲ－5、6参照

表Ⅲ－6 会社法改正が監査人の独立性に与える影響¹⁷

回 答	回答件数	構成比
① 監査人の独立性の強化に強い影響を与える。	19	2.7%
② 監査人の独立性の強化にある程度の影響を与える。	234	32.8%
③ 監査人の独立性の強化にほとんど影響を与えない。	387	54.3%
④ 監査人の独立性の強化にむしろ悪影響を与える。	44	6.2%
⑤ その他（具体的にご記入をお願いします。）	29	4.1%
計	713	100%

(2) 理由

回答の理由を、上記の回答別に一部を紹介する。

回答：① 監査人の独立性の強化に強い影響を与える。

- 監査役等の監査に対する意識の変化がある。
- 監査人が、経営者よりも監査役等への説明責任を意識するようになる。

回答：② 監査人の独立性の強化にある程度の影響を与える。

- 制度として、会計監査人の選任権が監査役等に変更になった点は、一定の影響を及ぼす。
- 既に何らかのポジティブな変化(監査役等の会計監査に対する関心の高まりなど)が生じてきている、又は今後の変化に期待できる。
- 独立性の強化につながるかどうかは、各被監査会社のガバナンスの状況、監査役等の経歴・能力により、まちまちである。
- 監査役等の経営者からの独立性に疑問があるため、「ある程度」の影響しか与えない。
- 報酬の決定権が取締役のままであるため、「ある程度」の影響しか与えない。

回答：③ 監査人の独立性の強化にほとんど影響を与えない。

- 監査役等の経営者からの独立性に疑問がある。
- 制度上の議案提案権は監査役等に移行しても、実質的には経営執行側が会計監査人を選任することが多くなると思われる。
- 監査役等が会計監査人の選任を行う能力（被監査会社での実質的な権限や、監査役等をサポートするスタッフの有無・人員等を含む）に疑問がある。
- そもそも、議案提案権がいずれかにあるかで、会計監査人の独立性が左右されるようなことはない。

回答：④ 監査人の独立性の強化にむしろ悪影響を与える。

- 監査役等が会計監査人の選任を行う能力（被監査会社での実質的な権限や、監査役等をサポートするスタッフの有無・人員等を含む）に疑問がある。
- 監査役等の経営者からの独立性に疑問がある。

¹⁷ 報告書全文の表Ⅲ－8参照

IV 「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」を識別した個別事案に関する質問

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」の識別についての回答状況は以下のようであった。

表Ⅳ－１ 回答者数の状況¹⁸

	回答者数	713
不正を示唆する状況を識別しなかった回答者	630	
不正を示唆する状況を識別した回答者（本分析対象回答者数）		83

表Ⅳ－２ 報告件数の状況¹⁹

不正を示唆する状況を識別した個別事案数		100
詳細回答のなかった個別事案数	12	
詳細回答のあった個別事案数（＝本分析対象個別事案数）		88

表Ⅳ－３ 不正を示唆する状況の顛末²⁰

分析対象個別事案数		88
顛末について、「その他」と回答保留の数	21	
不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断した数	61	
不正による重要な虚偽の表示の疑義があったと判断した数		6
うち、実際には不正によるものではない虚偽の表示が存在した数	1	
実際に不正による虚偽の表示が存在した数		5

1. 不正を示唆する状況に監査チームが最初に気付いたきっかけ²¹

「⑥ 被監査会社の経営者から、不正の可能性が知らされた。」の回答が最も多く 31.8%、次いで「⑨ 証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続」の回答が 18.2%、社内通報制度に関する「①」の回答と「⑩ 回答保留」の回答がともに 9.1%となっている。

前回調査に比べて、「⑨ 証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続」の回答割合が 41.9%から 18.2%と著しく低くなっている。これは、前回調査が全ての監査業務を対象にしていたのに対して、本調査が上場企業の監査業務を対象としている影響と、前回の調査が「不正との遭遇」を質問しているのに対して、本調査では「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」の識別を対象にしており、対象の違いによる影響と考えられる。経営者から知らされた「⑥」が前回の調査より増加している理由は、上場企業の方が一般的には、非上場企業と比べ内部監査を含む内部統制が整備されており、そのため企業自らが不正などの端緒を見つける可能性が高いためと考えられる。また、本調査が「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」を対象としているため、前回調査で多数見られた重要性が低い従業員不正が回答に含まれていないケースが増え、それが影響した可能性も考えられる。

¹⁸ 報告書全文の表Ⅲ－11 参照

¹⁹ 報告書全文の表Ⅲ－13、表Ⅳ－1 参照

²⁰ 報告書全文の表Ⅳ－27、表Ⅳ－31 参照

²¹ 報告書全文のアンケート設問Ⅳ－8 参照

表Ⅳ-4 監査チームが最初に気付いたきっかけ²²

回 答	回答件数	構成比	(参考) 前回
① 社内通報制度を通じて企業に寄せられ、監査人に開示された情報に、財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられる情報が存在していた。	8	9.1%	-
② 監査チームに、不正の可能性について従業員等からの通報・相談があった。	6	6.8%	16.9%
③ 監査事務所の通報窓口にも不正の可能性について従業員や取引先等からの通報があった。	7	8.0%	4.2%
④ 被監査会社の内部監査部門の監査の結果、不正の可能性が判明した。	6	6.8%	-
⑤ 監査役等のガバナンスを担う者から、不正の可能性が知らされた。	4	4.5%	22.7% (*)
⑥ 被監査会社の経営者から、不正の可能性が知らされた。	28	31.8%	
⑦ 規制機関の調査等（税務調査を含む。）	5	5.7%	-
⑧ 報道機関による報道やウェブサイトなどでの噂・情報	0	0.0%	2.6%
⑨ 証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続	16	18.2%	41.9%
⑩ 回答保留	8	9.1%	11.7%
計	88	100%	100%

(*)前回の回答選択肢は「被監査会社（法人）の経営者、監査役等とのコミュニケーション」である。

²² 報告書全文の表Ⅳ-10 参照

2. 質問以外にどのような追加的な監査手続等を行ったか（複数回答）²³

「③ 予定していなかった実証手続の実施」の回答が最も多く76.1%、次いで「⑦ 閲覧する文書の範囲や被監査会社の質問対象者の拡大」の回答が75.0%であった。30%を超える項目としては、「① 往査予定のなかった事業所・子会社等への往査」の回答が43.2%、「⑩ 被監査会社への社内調査委員会又は第三者委員会立ち上げの要請」の回答が40.9%、「② 予定していなかった内部統制の運用評価手続の実施」の回答が35.2%、「⑪ 予定していなかった専門家の利用又は利用範囲の拡大」の回答が31.8%であった。

また、回答割合は少ないものの、「⑨ 被監査会社の従業員等のメールのチェックなどの不正調査の手法の適用」(18.2%)、「⑧ 取引先等、被監査会社の外部の者との面談」(13.6%)といった、一般的な監査では実施されることが少ない監査手法も一部で行われていることが窺えた。

表Ⅳ-5 質問以外の追加的な監査手続(複数回答)²⁴

回 答	回答件数	回答率
① 往査予定のなかった事業所・子会社等への往査	38	43.2%
② 予定していなかった内部統制の運用評価手続の実施	31	35.2%
③ 予定していなかった実証手続の実施	67	76.1%
④ 実証手続の実施時期の変更（例：確認状の基準日を決算日とするなど）	9	10.2%
⑤ 内部統制の運用評価手続及び（又は）詳細テストのサンプル数の拡大及び（又は）サンプル抽出方法の変更	17	19.3%
⑥ 内部統制の運用評価手続及び（又は）詳細テストで入手する監査証拠を外部証拠等より強力なものへの変更	8	9.1%
⑦ 閲覧する文書の範囲や被監査会社の質問対象者の拡大	66	75.0%
⑧ 取引先等、被監査会社の外部の者との面談	12	13.6%
⑨ 被監査会社の従業員等のメールのチェックなどの不正調査の手法の適用	16	18.2%
⑩ 被監査会社への社内調査委員会又は第三者委員会立ち上げの要請	36	40.9%
⑪ 予定していなかった専門家の利用又は利用範囲の拡大	28	31.8%
⑫ その他（具体的にご記入をお願いします。）	3	3.4%
⑬ 回答保留	4	4.5%

²³ 報告書全文のアンケート設問Ⅳ-10（複数回答）参照

²⁴ 報告書全文の表Ⅳ-13参照

3. 監査報酬の増額や追加請求²⁵

監査報酬の増額が実現した「⑤」の回答が最も多く 53.4%と過半数を占めた。また、監査時間の実績値が見積時間数を大きく超過した件数（③④⑤の合計）に対する監査報酬を増額した件数の割合は、75.8%であった。

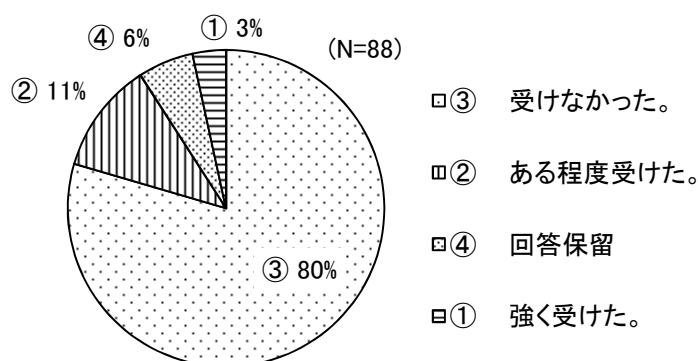
表Ⅳ－6 監査報酬の増額や追加請求²⁶

回 答	回答件数	構成比
① 追加で要した監査工数がさほど大きくなかったため、監査報酬の増額（追加請求）の交渉を行わなかった。	14	15.9%
② 追加で要した監査工数は大きかったが、他の要因で時間数の削減が図られた等の理由により、全体として実績時間が予定監査時間を大きく超過しなかったため、監査報酬の増額（追加請求）の交渉を行わなかった。	4	4.5%
③ 追加で要した監査工数は大きく、実績時間が予定監査時間を大きく超過したが、監査報酬の増額（追加請求）の交渉を行わなかった。	7	8.0%
④ 監査報酬の増額（追加請求）の交渉を行ったが、被監査会社から受け入れられず、監査報酬は増額されなかった。	8	9.1%
⑤ 監査報酬の増額（追加請求）の交渉を行い、監査報酬の増額（追加請求）が実現した。	47	53.4%
⑥ その他（具体的にご記入をお願いします。）	4	4.5%
⑦ 回答保留	4	4.5%
計	88	100%

4. 監査人の交代に関するプレッシャー²⁷

「③ 受けなかった。」の回答が 79.5%で最も多く、次いで「② ある程度受けた。」の回答が 11.4%、「④ 回答保留」の回答が 5.7%、「① 強く受けた。」が 3.4%で最少である。

図Ⅳ－1 不正を示唆する状況に関する監査人交代のプレッシャー²⁸



²⁵ 報告書全文のアンケート設問Ⅳ－12 参照

²⁶ 報告書全文の表Ⅳ－16 参照

²⁷ 報告書全文のアンケート設問Ⅳ－13 参照

²⁸ 報告書全文の図Ⅳ－5 参照

5. 監査人交代のプレッシャーに関するクロス集計²⁹

(1) 不正を示唆する状況を識別したきっかけとの関係

不正を示唆する状況に監査チームが最初に気付いたきっかけ（IV-8）と、監査人交代のプレッシャー（IV-13）の傾向差を分析した結果、経営者から知らされた場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率が高い傾向にあることが示唆された。³⁰

(2) 追加で実施した手続との関係

不正を示唆する状況に対して行った、追加的な監査手続（IV-10）と、監査人交代のプレッシャー（IV-13）の傾向差を分析した結果、「取引先等、被監査会社の外部の者との面談」を実施した場合、監査人交代のプレッシャーが観測される確率が高い傾向にあることが示唆された。

(3) 監査・開示スケジュールとの関係

監査スケジュールへの影響（IV-11）と、監査人交代のプレッシャー（IV-13）の傾向差をクロス集計した結果、被監査会社が「決算短信発表スケジュールを変更」「有価証券報告書の提出日を法定期限の範囲内で変更」など、開示スケジュールに影響が及んだ場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率が高い傾向にあることが示唆された。

(4) 監査役等に財務・会計に関する適切な知見を有する者がいることとの関係

財務会計の知見を持った監査役等の存在（IV-3）と監査人交代のプレッシャー（IV-13）の傾向差をクロス集計した結果、「財務・会計に関する適切な知見を有する」監査役等が存在しないと監査人交代のプレッシャーの観測確率が高い傾向が見られ、そうした監査役等が経営者の監査人に対する圧力への防波堤になっている可能性が示唆された。

これら(1)から(4)までの要素と監査人交代のプレッシャーとの関係については、後述の実証分析を参照されたい。

²⁹ クロス集計表は報告書全文の表IV-23、25、26、20を参照

³⁰ 経営者から監査人に不正を示唆する状況を知らせる事象を、経営者が監査人に対し協力的である表れと捉えると、意外な傾向のように思われる。

V 「被監査会社（の経営者）との意見の相違」に関する全般的質問

1. 意見の不一致が特に起きやすいと考えられる項目の認識（複数回答）³¹

最も多い回答は、「固定資産（のれんを含む。）の減損」（73.9%）で、次いで「税効果会計の適用」（47.0%）、「債権の回収可能性、貸倒引当金の見積り」（34.2%）、「（工事）進行基準の適用（契約（工事）に係る損失引当金の計上を含む。）」（23.6%）と続き、20%以上の回答は以上の四つであった。

2. 意見の不一致を生じにくくするための提言³²

寄せられた提言の一部を、表現の変更や意見を統合しつつ紹介する。

(1) 見積項目に関する提言

- 経営者の判断の基準や前提条件を、注記等で開示する。
- 過去の見積りと実績の乖離等を開示する。
- 見積りに過度に依拠する会計処理そのものを減少させる。

(2) 会計基準や指針の設定や具体化に関する提言

- 収益認識に関する会計基準を早めに作成し適用させる。
- 時価のない有価証券（関係会社株式を含む。）の減損処理に関して、より具体的な指針を明確にする（例：プレミアムを付して投資している研究開発を業務とする会社、新興国向け投資での事業計画の実現可能性の判断方法など）。
- 退職給付信託の返還可否に関して、退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号）において、「将来の予測できる一定期間においても（年金資産の）積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できること」の具体的な予測方法を明らかにする。

(3) 原則ベースの基準設定やプロフェッショナルとしての判断を重視すべきとの提言

- 細かい指針があると物事の本質の議論から些末な項目への準拠の議論となるので、IFRSのように原則や考え方を明確にする程度にとどめる。
- 監査人のプロフェッショナルとしての判断を信頼し、もっと尊重すべき。

(4) 個別決算の開示を廃止する提言

- 個別決算開示を廃止し監査対象外とすれば、関係会社投融資の減損の論点がなくなり、決算、監査の双方が効率化される。

(5) 会社への罰則規定の強化の提言

- 意見の相違が起こる原因に、被監査会社の基準の理解不足や曲解、都合の良い適用がある場合がある。こうした相違を減少させるためには、被監査会社が適正な財務諸表を公開することに十分な意識を持つことが重要であり、経営者、被監査会社への罰則規定の強化も検討すべき。

(6) 被監査会社に関する提言

- 不正会計処理に対し否定的な、会社・経営者の企業文化（意識）を醸成する。
- 上場企業の経営者に、証券取引所での所定の研修を義務付けるなど、会計及び監査制度について継続的に、基礎的な理解を得るような仕組みを導入する。

(7) 公認会計士の活用に関する提言

- 上場企業の財務報告責任者は公認会計士であることを必須とする（公認会計士は会計倫理の教育・意識付けが資格維持の必須条件となっている。）か、公認会計士でない場合は、会計倫理の順守を促す別途の登録制度の仕組みを構築し、会計倫理について毎年アップデートされる制度を導入する。

³¹ 報告書全文のアンケート設問V-1（複数回答）参照

³² 報告書全文のアンケート設問V-2参照

- 見積り、判断等に関する企業の経理担当者の知識レベルの向上のために、上場企業の経理部門には必ず公認会計士を置く、又はその状況について開示する等の法整備を行う。

(8) 監査人の対応に関する提言

- 被監査会社の経営課題を意識し、会計判断に関わる事象を予め事前に把握するようにする。該当事象について時間的な余裕を持ちながら関与先と意見交換し、意見相違は早期に収斂させていく。
- 意見不一致を前提としたコミュニケーション技術の習得について、意識を高く取り組む。
- CPE 研修に「経営者心理」「経営者像」といった課題を取り入れて経営そのもの、経営者そのものに関する監査人の理解を深める。

(9) 当協会に対する提言

- 上場会社監査が公共財である以上、ある程度の報酬維持ができるように協会が指導力を発揮する。
- 協会から、監査人や上場企業に対して積極的な啓蒙活動を継続的に行う。今回のアンケートのような取組を常時行うべき。

(10) 監査人の権限強化や制度、監査法人の在り方に対する提言

- 監査人交代の脅威という圧力から監査人が守られるよう、安易な監査人交代をしにくくする施策が望まれる。例えば、交代する際の適切性を規制当局が評価する制度や、共同監査の利用など。
- 海外の実務の状況等を踏まえ、監査報告書の提出期限を遅くし、時間的余裕を確保すること。そのことで経営者と監査人の双方が、経営者の主張を確固たる証拠によって裏付ける時間と資源を持てるようになる。
- 監査報酬の決定権が被監査会社にある限り、監査人による不正調査は限定的にならざるを得ない側面があるため、監査報酬を第三者機関で承認する。
- 被監査会社との監査契約については、監査法人内で監査チームから独立した者が協議する体制にする。³³

³³ 業界を異にするが、証券監督者国際機構 (IOSCO) は信用格付機関の基本行動規範として、独立性と利益相反の観点から格付業務を担当する従業員は、報酬や支払条件に関する議論に参加してはいけないという、提言と同趣旨の主張をしている。

VI 「監査の過程における意見の相違」に関する個別事案に関する質問

監査の過程における被監査会社との意見の相違についての回答状況は以下のようであった。本調査では、最終的に被監査会社と監査人との間で会計処理を巡る意見が一致した場合でも、監査の過程で意見が相違した場合を含めて回答を依頼している。また、些末な事項を排除するために、明らかに重要性がない事項を含めないよう回答者に依頼している。

表VI-1 回答者数の状況³⁴

	回答者数	713
	意見相違がなかった回答者数	580
	意見相違があった回答者数（＝本分析対象回答者数）	133

表VI-2 報告件数の状況³⁵

	意見相違があった個別事案数	179
	詳細回答のなかった個別事案数	34
	詳細回答のあった個別事案数（＝本分析対象個別事案数）	145

表VI-3 個別事案の顛末³⁶

	分析対象個別事案数	145
	顛末が「その他」及び回答保留の数	3
	最終的に被監査会社の意見に同意の数	26
	重要性の観点から最終的に無限定適正意見を表明した数	19
	被監査会社が監査人の意見に沿った会計処理を行った数	97

1. 意見相違が生じた項目（複数回答）³⁷

意見相違が生じた項目では、固定資産（のれんを含む。）の減損が33%を占めるなど、会計上の見積りに関連する項目が上位を占めた。

表VI-4 意見相違が生じた項目（複数回答）上位回答³⁸

順位	回 答	回答率
第1位	固定資産（のれんを含む。）の減損	33.1%
第2位	金融商品の減損	15.9%
第3位	債権の回収可能性、貸倒引当金の見積り	12.4%
第4位	税効果会計の適用	10.3%
第5位	収益認識基準（進行基準に関するものを除く。）の適用	8.3%

³⁴ 報告書全文の表V-2参照

³⁵ 報告書全文の表V-3、表VI-1参照

³⁶ 報告書全文の表VI-18参照

³⁷ 報告書全文のアンケート設問VI-9（複数回答）参照

³⁸ 報告書全文の表VI-10参照

2. 経営者等の偏向³⁹

意見相違が生じた原因として、被監査会社（の経営者等）に、財務業績等を特定の方向（例：増益、黒字化、財務比率の維持、債務超過回避など）に表示したいという偏向（バイアス）があったかどうかという問いを行った。その結果、「③ 経営者等の偏向はなかったと思う。」の回答が 36.6%で最も多く、続いて同水準で「② 経営者等の偏向が多少あったと思う。」が 34.5%、「① 経営者等の偏向が強かったと思う。」が 20.7%であった。経営者等の偏向が多少ないし強かったとの回答（回答①②合計）は 55.2%になり、偏向はなかったと思う「③」の 36.6%を上回っている。

表VI-5 経営者等の偏向⁴⁰

回 答	回答件数	構成比
① 経営者等の偏向（バイアス）が強かったと思う。	30	20.7%
② 経営者等の偏向（バイアス）が多少あったと思う。	50	34.5%
③ 経営者等の偏向（バイアス）はなかったと思う。	53	36.6%
④ 分からない。	9	6.2%
⑤ 回答保留	3	2.1%
計	145	100%

3. 監査役等のサポート⁴¹

監査役等からのサポートは、「問題の解決に特に必要ではなかった。」の回答が 40.7%で最も多かった。監査役等がサポートに協力的であった回答は「①強力なサポートを得た。」

（4.1%）、「②一定のサポートを得た。」（18.6%）の合計 22.7%であり、反対にサポートに協力的でなかった回答の合計は、31.0%であった。⁴²

4. 監査役等のサポートに関するクロス集計

(1) 監査役等の財務・会計に関する適切な知見

監査役等に「財務・会計に関する適切な知見を有している者」がいたかどうか（VI-3）と、監査役等からのサポート（VI-12）をクロス集計した結果、監査役等に「財務・会計に関する適切な知見を有している者」が 1 名でもいた場合には、監査役等がサポートに協力的であった場合が 56.6%であり、協力的でなかった場合が 43.4%であった。これに対し、監査役等に「財務・会計に関する適切な知見を有している者」がいなかった場合には、監査役等がサポートに協力的であった場合が 4.8%であり、協力的でなかった場合が 95.2%と、傾向に大きな差があった。

³⁹ 報告書全文のアンケート設問VI-10 参照

⁴⁰ 報告書全文の表VI-11 参照

⁴¹ 報告書全文のアンケート設問VI-12 参照

⁴² サポートに協力的でなかった回答の合計の内訳は、「④監査役等からのサポートは問題の解決に必要であったが、積極的な協力は得られなかった。」（17.9%）、「⑤監査役等からのサポートは問題の解決に必要であったが、監査役等は問題の解決には協力的ではなかった。」（10.3%）、「⑥監査役等からのサポートは問題の解決に必要であったが、一部の監査役等は問題の解決には協力的ではなかった。」（2.8%）である。

表VI-6 財務・会計に関する適切な知見を有する者の存在と監査役等のサポート⁴³

回答		監査役等がサポートに協力的であった。 回答①②	サポートに協力的でなかった。 回答④⑤⑥	計
1名以上いた場合 回答①②③④	件数	30	23	53
	構成比	<u>56.6%</u>	<u>43.4%</u>	100%
いなかった場合 回答⑤	件数	1	20	21
	構成比	<u>4.8%</u>	<u>95.2%</u>	100%
計	件数	31	43	74
	構成比	41.9%	58.1%	100%

(2) 監査継続期間

監査継続期間（VI-4）と監査役等からのサポート（VI-12）をクロス集計した結果、監査継続期間が3期以内の方が4期以上の場合に比べ監査人が監査役等から協力的なサポートを得ている傾向があった。⁴⁴

表VI-7 監査継続期間と監査役等のサポート⁴⁵

回答		監査役等がサポートに協力的であった。 回答①②	サポートに協力的でなかった。 回答④⑤⑥	計
3期以内の場合 回答①②③	件数	5	3	8
	構成比	<u>62.5%</u>	<u>37.5%</u>	100%
4期以上の場合 回答④⑤	件数	26	40	66
	構成比	<u>39.4%</u>	<u>60.6%</u>	100%
計	件数	31	43	74
	構成比	41.9%	58.1%	100%

監査役等のサポートへの協力態度と、財務会計の知見を有する者の存否及び監査継続期間との関係については、後述の実証分析を参照されたい。

5. 意見相違の解決に当たって困難であった点（複数回答）⁴⁶

将来の予測や見積りがもともと幅があることに関する「④」の回答が53.8%で最も多く、次いで被監査会社が見積りや判断の根拠を（監査人が要求するレベルで）提供しない「⑤」が34.5%、会計基準の規定の解釈に関する「⑧」が20.7%で、会計上の見積りを監査人が批判的に検討することの困難さに関する「①」が17.2%であり、以上が10%を超える回答であった。

⁴³ 報告書全文の表VI-15 参照

⁴⁴ 監査継続期間が3期以内のサンプル数が少ないことに留意が必要であるが、監査継続期間の長さが、監査役等のサポートを得ることと正の相関でない点は意外な傾向である。監査継続期間が比較的短い場合、監査人は監査役等のサポートを積極的に得ることで、被監査会社に関する経験や知識の蓄積の少なさを補おうとし、監査役等もそれに応えている可能性が考えられる。ほかにも、監査継続期間が短い被監査会社の特徴として規模等に偏りがあり、それが監査役等のサポートの有無に影響している可能性も考えられるが、本調査では規模についての設問はなかった。

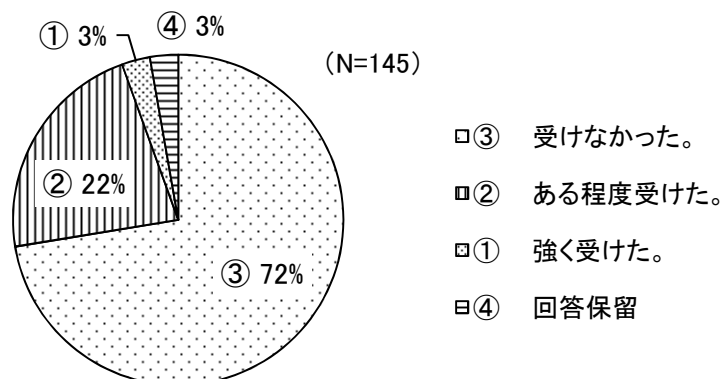
⁴⁵ 報告書全文の表VI-17 参照

⁴⁶ 報告書全文のアンケート設問VI-14（複数回答）参照

6. 監査人交代に関するプレッシャー⁴⁷

「③ 受けなかった。」の回答が72.4%で最も多く、次いで「② ある程度受けた。」が22.1%であった。「① 強く受けた。」と「④ 回答保留」はともに2.8%で最少であった。「② ある程度受けた。」と「① 強く受けた。」の合計は24.9%であり、不正を示唆する状況での同様の質問への回答の合計14.8%よりも高い割合である。

図VI-1 意見相違に関する監査人交代のプレッシャー⁴⁸



7. 監査人交代に関するプレッシャーに関するクロス集計⁴⁹

(1) 経営者等の偏向

経営者等の偏向有無⁵⁰と、監査人交代のプレッシャー⁵¹をクロス集計した結果、経営者等の偏向を認識している場合の方が、偏向を認識していない場合に比べ、監査人の交代に関するプレッシャーを受ける割合が高く、プレッシャーを受けない割合は低い傾向にあった。

(2) 監査役等のサポート

意見相違を解決するために監査役等からサポートが必要であるかどうか、必要がある場合の監査役等のサポートの有無⁵²と、監査人交代のプレッシャー⁵³をそれぞれクロス集計した。その結果、監査役等のサポートが必要な場合は不要である場合に比べ監査人交代のプレッシャーを観測する確率は高い傾向が見られ、監査役等のサポートが必要な場合には、サポートが一定ないし強力にあった場合には、サポートがなかった場合に比べ、監査人交代のプレッシャーを観測する確率は低い傾向が見られた。

これら(1)(2)の要素と監査人交代のプレッシャーの関係については、後述の実証分析を参照されたい。

⁴⁷ 報告書全文のアンケート設問VI-15 参照

⁴⁸ 報告書全文の図VI-10 参照

⁴⁹ クロス集計表は報告書全文の表VI-28、表VI-29を参照

⁵⁰ 報告書全文のアンケート設問VI-10 参照

⁵¹ 報告書全文のアンケート設問VI-15 参照

⁵² 報告書全文のアンケート設問VI-12 参照

⁵³ 報告書全文のアンケート設問VI-15 参照

監査人交代のプレッシャー等に関する実証分析⁵⁴

1. 分析の視点と方法

本章では、監査契約の継続受託への心配が監査人の職業的懐疑心の発揮の妨げになるおそれがあるとの認識から、⁵⁵本調査の回答結果の単純集計及びクロス集計の結果を踏まえ仮説を設定し、統計的観点から実証分析を行うことで、本調査の母集団における監査人交代プレッシャーの背景の一側面を推定する。分析の方法としてロジスティック回帰分析、t検定、 χ^2 検定を使用した。⁵⁶

2. 分析結果

表1 支持された仮説⁵⁷

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」を識別した場合	
仮説1 *	不正を示唆する状況に、監査チームが最初に気付いたきっかけが、経営者から知らされた場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より高い傾向にある。
仮説2 *	不正を示唆する状況への対応の一環として、監査人が追加手続として「取引先等、被監査会社の外部の者との面談」を行った場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より高い傾向にある。
仮説3 **	不正を示唆する状況への対応の結果、監査スケジュールが遅れ、決算短信発表スケジュールや有価証券報告書の提出日が変更された場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より高い傾向にある。
「監査の過程における被監査会社との意見の相違」があった場合	
仮説5 ***	意見相違の解決に監査役等のサポートが必要な場合は、監査役等のサポートが必要でない場合に比べ、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より高い傾向にある。
「監査の過程における被監査会社との意見の相違」の解決に監査役等のサポートが必要であった場合	
仮説6 *	監査法人（監査事務所）が被監査会社の会計監査を行って3期以内である場合には、4期以上である場合に比べて監査役等が監査人のサポートに協力的である確率は、より高い傾向にある。 ⁵⁸
仮説7 **	監査役等に「財務・会計の適切な知見を有する者」がいない場合に比べ一人でもいる場合、一人いる場合に比べ二人以上いる場合では、それぞれ監査役等が監査人のサポートに協力的である確率は、より高くなる傾向にある。
仮説8 *	意見相違の原因に経営者等の偏向があると監査人が認識している場合には、監査役等が監査人のサポートに協力的である確率はより低い傾向にあり、それは監査人が経営者等の偏向が強くと認識した場合は、多少あると認識した場合よりも更に低くなる傾向にある。

⁵⁴ 実証分析とは、理論や仮説が正しいかどうかを、統計データ（本調査：回答データ）を用いて検証する方法である。

⁵⁵ 職業的懐疑心を妨げるおそれについて、報告書全文の表Ⅲ-4⑤参照

⁵⁶ ロジスティック回帰分析は、目的変数に質的変数（例：監査人交代のプレッシャーを観測する、しない）を据え、影響を与える変数を調べるための手法であり、目的変数について0～1の間の確率を算出するために使われる。t検定は2群の平均差が母集団においても存在するかを確かめる等の手法であり、 χ^2 検定はクロス表のカテゴリカル変数間の独立性を確かめる等のための統計的検定の手法である。設定した各モデル、対象サンプルの基本統計量、解析結果等の詳細は報告書全文を参照されたい。解析した予測モデルにより算出される確率と回答データの比較については、付録参照。なお、複数の条件を組み合わせた分析に当たり、条件の1つでも回答保留等がある場合は欠測データとして当該サンプルを分析対象から除外している。

⁵⁷ 報告書全文の表6参照

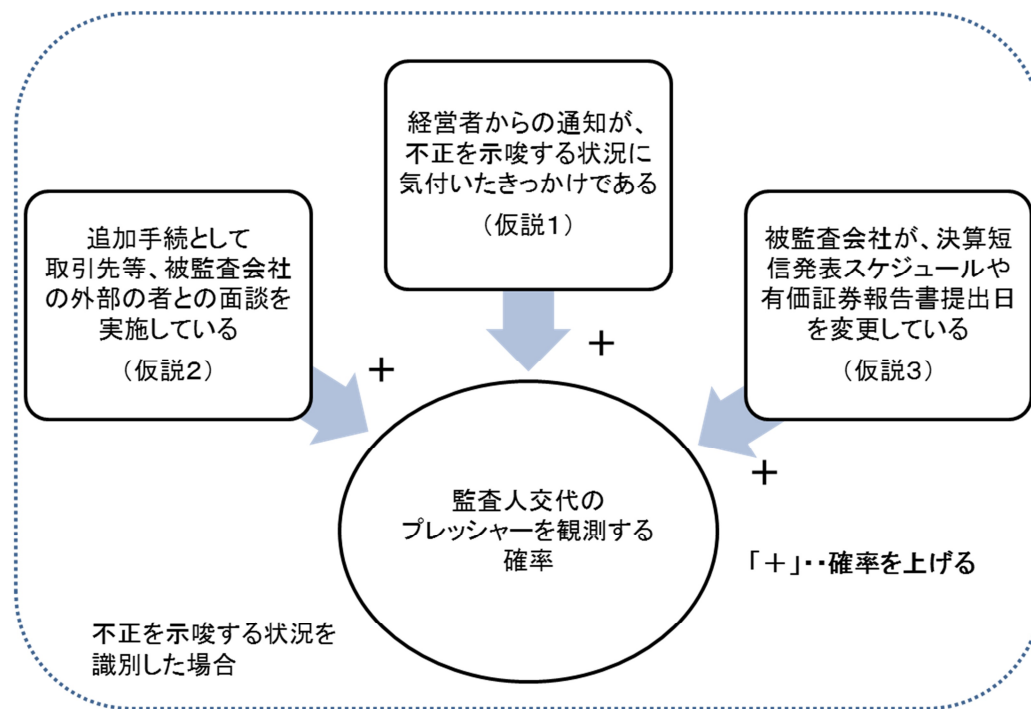
⁵⁸ ただし、実証分析での監査継続期間3期以内のサンプルが6つと少数であった点に留意が必要である。

仮説10 *	監査役等が監査人のサポートに協力的でない場合には、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より高い傾向にある。
	有意水準 ⁵⁹ * 5%、** 1%、*** 0.1%

表2（参考）支持されなかった仮説⁶⁰

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」を識別した場合	
仮説4	監査役等に「財務・会計の適切な知見を有する者」がいない場合に比べ一人以上いる場合、監査人交代のプレッシャーが観測される確率は、より低い傾向にある。
「監査の過程における被監査会社との意見の相違」の解決に監査役等のサポートが必要であった場合	
仮説9	意見相違の原因に経営者等の偏向があると監査人が認識している場合には、監査人交代のプレッシャーはより高い傾向にあり、それは監査人が経営者等の偏向が強くと認識した場合は、多少あると認識した場合よりも更に高い傾向にある。

図1：解析結果（仮説1から3）の概念図⁶¹

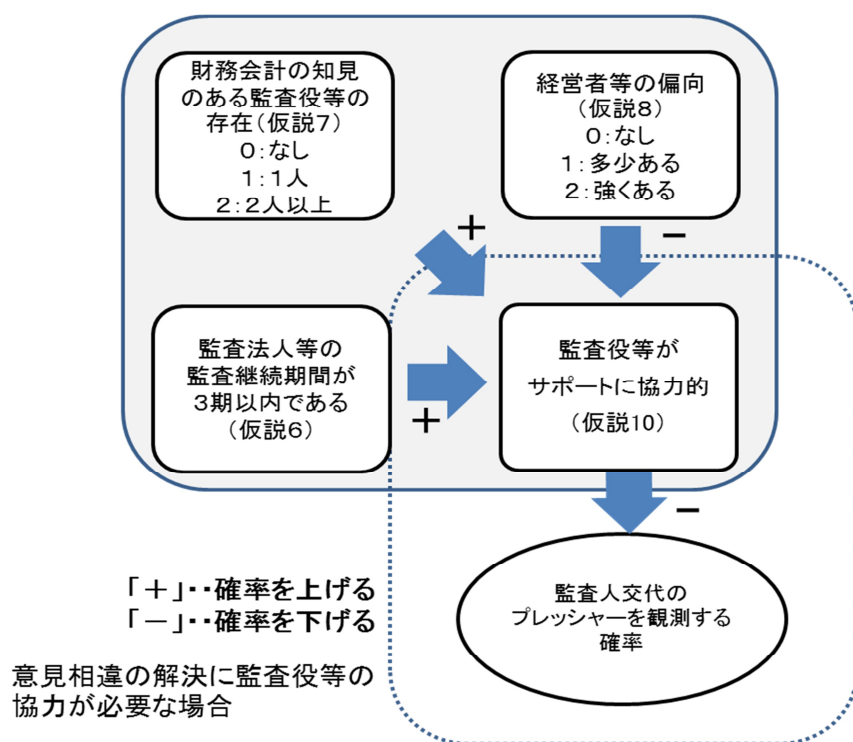


⁵⁹ 統計的有意性を、* 5%、** 1%、*** 0.1%で表記している。数字が小さくなるほど、仮説がより強く支持される関係にあると解釈できる。

⁶⁰ 報告書全文の表6参照

⁶¹ 報告書全文の図1参照

図2：解析結果（仮説6から10）の概念図⁶²



3. 結果の解釈

監査人が、不正を示唆する状況を識別した状況では、下記の傾向があることが分かった。

- (1) 経営者等からの通知で気付いた場合には、監査人交代のプレッシャーの観測確率が高い傾向にある。
- (2) 不正を示唆する状況に対応するために追加手続として被監査会社の外部の者との面談を実施した場合、監査人交代のプレッシャーの観測確率が高い傾向にある。
- (3) 不正を示唆する状況に対応した結果、監査スケジュールが遅れ、被監査会社の決算発表等のスケジュールが変更された場合、監査人交代のプレッシャーの観測確率が高い傾向にある。

監査の過程で、監査人と経営者等で会計処理や開示に関して意見が相違する場合、意見相違の解決に監査役等のサポートが必要な場合は、サポートが不要な場合に比べより監査人交代のプレッシャーを観測する確率は高いことから、より深刻な場合であることが示唆される。

また、意見相違の解決に監査役等のサポートが必要な場合については、次のことが分かった。

- (1) 被監査会社に対する監査法人等の監査継続期間が3期以内である場合には、4期以上の場合よりも監査役等は監査人のサポートにより協力的である傾向にある。
- (2) 監査役等に「財務・会計の適切な知見を有する者」がいない場合、一人いる場合、複数人いる場合では、監査役等が監査人のサポートに協力的である確率は、複数人である方がより高くなる傾向にある。
- (3) 監査人が意見相違の原因に経営者等の偏向を、ないと認識している場合、多少あると認識している場合、強くあると認識している場合では、監査役等が監査人のサポートに協力的である確率は、偏向を強く認識するほど低くなる傾向にある。

⁶² 報告書全文の図2参照。仮説4、9は統計的に有意な結果を得られなかったことから除外し、仮説5は省略した。

(4) 監査役等が監査人のサポートに協力的である場合には、監査人交代のプレッシャーを観測する確率は、サポートに協力的でない場合に比べ低い傾向にある。

以上により、監査人交代のプレッシャーや監査役等が監査人のサポートに協力的である確率は、一様ではなく、特定の条件と関連が深い傾向にあることが分かった。

4. 本実証分析の意義と限界

本実証分析の意義は、①監査人交代のプレッシャー等の発生をある程度予測し得る分析結果を得たこと、⁶³②コーポレートガバナンス・コード原則4-11の一部の命題をサポートする実証結果を得た点、⁶⁴さらに知見のある監査役等は二人以上いることが望ましいという仮説を得た点である。

しかしながら本分析の限界として、①統計分析は母集団における状況を確率的に評価するものであり、統計的に有意な結果が母集団において必ず成り立つということにはならない点、②本調査の規模と調査方法に限界がある点を留意する必要がある。

以 上

⁶³ 分析結果は相関関係について明らかにしており、因果関係については別途検討が必要である。もし因果関係を仮定することができれば、監査人交代のプレッシャーが高い確率で予測されるような事態にあっては、監査役等のサポートを積極的に求めること、監査法人が組織的に当該監査チームを支援することなどで、職業的懐疑心の発揮を妨げない監査環境を維持することが可能であるかもしれない。

⁶⁴ コーポレートガバナンス・コード原則4-11「(略) 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」

付録A⁶⁵

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」を識別した場合での交代プレッシャー

状況				予測値	実績値			(実際-予測) 確率
会計知見のある監査役	経営者からの通知	外部との面談実施	会社スケジュール変更	予測確率	発生数	プレッシャー観測数	実際確率	
いない	No	No	No	0.013	7	0	0.000	-0.013
			Yes	0.277	2	0	0.000	-0.277
		Yes	No	0.124	0	-	-	-
			Yes	0.810	1	1	1.000	0.190
	Yes	No	No	0.225	4	1	0.250	0.025
			Yes	0.897	1	1	1.000	0.103
		Yes	No	0.763	1	1	1.000	0.237
			Yes	0.990	1	1	1.000	0.010
いる	No	No	No	0.003	32	0	0.000	-0.003
			Yes	0.087	4	1	0.250	0.163
		Yes	No	0.034	2	0	0.000	-0.034
			Yes	0.515	2	1	0.500	-0.015
	Yes	No	No	0.067	11	1	0.091	0.023
			Yes	0.685	2	1	0.500	-0.185
		Yes	No	0.446	3	1	0.333	-0.113
			Yes	0.960	0	-	-	-

付録B⁶⁶

「監査の過程における被監査会社との意見の相違」がある場合の監査役等の協力的なサポート

状況			予測値	実績値			(実際-予測) 確率
会計知見のある監査役	監査継続期間が3期以内	経営者等の偏向	予測確率	発生数	サポート観測数	実際確率	
いない	No	なし	0.173	2	0	0.000	-0.173
		多少	0.071	6	0	0.000	-0.071
		強い	0.027	9	0	0.000	-0.027
	Yes	なし	0.755	-	-	-	-
		多少	0.530	1	1	1.000	0.470
		強い	0.291	-	-	-	-
1人いる	No	なし	0.436	5	4	0.800	0.364
		多少	0.220	6	1	0.167	-0.053
		強い	0.093	4	1	0.250	0.157
	Yes	なし	0.920	1	1	1.000	0.080
		多少	0.807	1	1	1.000	0.193
		強い	0.603	1	1	1.000	0.397
2人以上いる	No	なし	0.741	10	8	0.800	0.059
		多少	0.510	8	4	0.500	-0.010
		強い	0.275	7	3	0.429	0.153

⁶⁵ 報告書全文の付録2-A参照

⁶⁶ 報告書全文の付録2-B参照

	Yes	なし	0.977	1	1	1.000	0.023
		多少	0.939	1	0	0.000	-0.939
		強い	0.849	0	-	-	-

付録C⁶⁷

「監査の過程における被監査会社との意見の相違」がある場合の交代プレッシャー

状況		予測値	実績値			(実際-予測) 確率
監査役等の サポート	困難点が将来 の予測・見積り	予測確率	発生数	プレッシャ ー観測数	実際確率	
協力的 でない	No	0.666	21	14	0.667	0.001
	Yes	0.412	17	7	0.412	0.000
協力的	No	0.274	11	3	0.273	-0.001
	Yes	0.117	17	2	0.118	0.001

表(付録A-C)の見方

状況・・・解析モデルでの説明変数であり、個別事案の状況を表す。

予測値・・・分析の結果得られた係数に基づき算出された、予測する事象（付録A及びCでは
監査人交代のプレッシャー、付録Bでは監査役等の協力的なサポート）の発生確率

実績値・・・本調査によって得られたデータの分布と確率

(実際-予測) 確率・・・実際データから算出される確率とモデルの算出する予測確率の差⁶⁸

例：付録A 不正を示唆する状況で、

- ・「会計知見のある監査役等」が一人以上いる。
- ・発見が経営者からの通知によるものである。
- ・追加手続として外部との面談実施は行わない。
- ・会社の決算発表スケジュールや、有価証券報告書の提出日に変更はない。

という場合には、「監査人交代のプレッシャー」が観測される予測確率は0.067である。

本調査で実際に得られたデータによると、当該ケースに該当する事案は11あり、そのうち
「監査人交代のプレッシャー」が観測された事案は1であり、発生確率は0.091であった。

実際の発生確率と予測確率との差は、 $0.091-0.067=0.023$ であった。

⁶⁷ 報告書全文の付録2-C参照

⁶⁸ 端数処理の影響が若干ある。